

【談話】

無為無策のコロナ対策により国民のいのちや健康が脅かされているもどで、
更に医療提供体制の縮減を推進する医療法等改定法案の強行に強く抗議する

2021年5月21日

日本医療労働組合連合会
書記長 森田 進

菅政権は5月21日、医師に年間1,860時間の残業を容認する「過労死促進法」、看護師などに医師業務を肩代わりさせる「タスクシフト・シェア促進法」、消費税を財源にして病床削減に補助金を付ける「病床削減促進法」など、医師数抑制や病床削減を狙い、医療提供体制の縮減を推進させる、「医療法等改正案（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案）」を国会で強行成立させた。

コロナ禍において国民のいのちと健康を守るために現場で必死に治療にあたる医師や看護師へ更なる負担を押し付け、病床削減を推進させる法案を、個々に審議を深めることもできないように複数の法案を束ねて、拙速な審議のみで成立させた暴挙は断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって強く抗議する。

新型コロナウイルスの急拡大で感染症病床不足になり、救える命も救えないような事態が今まさに起こっているさなかに、従前より公立公的病院の病床削減をすすめてきた政府は、その姿勢を変えず、削減された病床数に合わせて医師の働き方、医師・看護師の配置を決めるとする方針もそのまま法案を成立させた。感染症病床不足や医師・看護師不足の解消こそが緊急に取り組むべき課題であるのに、患者・国民の受療権を侵害することにつながる悪法の成立が、このコロナ禍で強行された事実を、どれだけ多くの国民が知るところとなっているのであろうか。

新興・再興ウイルスへの備えは今後重要となる対策であり、その対応を重視した上で、政府は「地域医療構想」を中止・見直し、必要病床数を再算定するべきである。同時に、医師・看護師需給計画についても抜本的に見直し、人員の大幅拡充を図るべきである。

国民が求める安全・安心の医療の実現に真っ向から背くような医療法等束ね法案は強行成立されたが、医労連は、引き続き国民のいのちと健康を守り、医療提供体制を拡充するために、病床削減の実行を許さず、医師・看護師の大幅増員で国民のいのちを守る医療体制の実現に向けて奮闘する決意である。

以上